

## 「農業委員会に関する懇談会」におけるこれまでの主な指摘事項

### 1. 農業委員会の意義・役割 改革の必要性

○将来に向かっての改革なくして現在のままでの農業委員会の存続は難しい。

#### 今日的意義・役割

○農業委員会の設置は現在でも意義があると考えますが、実際の運営では農地保全の役割を十分に果たしていない点があり、転用への対応も甘いとの批判がある。

農業委員会は農地管理の方向付けと管理を行う自主的な組織として今日的な性格を有してる。

○農業委員会は、農業者の代表としての立場を保持すべき。

農業委員会の設置の必要性は都市近郊から山村まで異なっているのではないか。

### 2. 活動のあり方

#### 今後の活動の方向

#### 【農地法等に係る活動を重視・重点化すべきとの考え方】

地産地消、体験農園などに力を入れるのではなく、農地法の厳正・的確な運用の本来業務に重点化すべき。

○農協、土地改良区、普及センター等の他の団体も含めて業務・役割のあり方を整理して、農地業務と本来の役割を担うべき。

○優良農地確保の活動は全国の農業委員が必須の業務として課すことが考えられる。

#### 【地域農業の課題に係る活動を行っていくべきとの考え方】

○地域によって農業が抱える問題は異なるので、その問題を話し合える組織とすべきであり、農業委員会ごとの重点施策はいろいろあってよい。

○農業委員会が地域農政の政策立案から実行まで取り組むべきで、地域農政を考える場合にも、転作問題にも農業委員会は積極的にかかわっていくべき。

○農業委員会は、流通、消費、教育問題などを含めて広い視野でバランスのとれた活動のリーダーシップを取るべき。

#### 活動の方法

○個性ある地域農政を担う点を重視して政策立案から実践までの活動主体となるべき。

○これからの農業委員会はボトムアップで主体的な活動が必要。

**農業委員会の活動を現場で支える地区の協力員（改良組合長への委嘱等）との実態的な連携が重要。**

○事務局職員の企画、立案を踏まえて農業委員が現場で活動する形態が一番よい。

#### **他団体の活動との関係**

○今後は、関係団体毎の活動を改めて、役割分担を話し合いではっきりさせて、地域のルールづくり、緊密な連携のための組織づくりが必要である。

#### **建議・答申活動**

○建議に力を入れないと農業を守る役割が薄れるので強力に取り組むべき。  
○農地の問題、緑地化、環境問題など地域の問題を建議し、地域の農業振興の方向づけに貢献する必要がある。

#### **地域参加、都市農村交流**

**体験農園の企画、学童農園、食農教育、都市農村交流に積極的に関わっていくべき。**

#### **情報の受発信**

○農業委員会の活動について広く消費者に理解してもらう必要。

的確な情報が受信、取り出せる仕組みづくりが効果的。

#### **活動の第三者評価**

○農業委員会の活動を第三者委員会により評価するなど、地域に対する説明責任を果たす機会の確保が重要。

### **3. 組織のあり方**

#### **必置規制**

○農地面積が少なく、地域的に農業委員会の必要性がないところでは市町村による業務の肩代わりの方向付けもよい。

○必置基準の引き上げはやむを得ないが、農業委員会の設置は、市町村の置かれた状況と市町村の行政側の考え方もあるので慎重な考え方が必要。

#### **市町村合併への対応**

○合併後は、農業委員会の下部組織の活動が重要。広域市町村の委員定数の場合には、その行政区域面積も定数の判断要素に加える必要がある。

○合併後の課題としては、活動が広域化するので協力委員の設置と職務代理者の複数制が必要であり、さらに複数農業委員会を設置する場合の基準のあり方も検討が必要。

#### **委員定数**

**委員定数は市町村の置かれた状況やその意向を踏まえて弾力化を検討すべき。**

**小規模農業委員会では問題がなければ総委員数で5～10名でもよい。**

### 委員構成等

- 高齢化した農業委員では地域をまとめきれない場合もあり、学識経験者を参画させるべき。地域農業を客観的に俯瞰できる委員のウエートを高めるべき。
- 農業委員会には、消費者、学校の先生、農業を志す学生などのオブザーバーを入れて幅広く意見を聞くことが必要。
- 選任委員では認定農業者、女性農業者、土地改良区の理事等が構造政策上大事である。できれば土地改良区は別枠とすべき。
- 任命制の導入、地域外の選任委員、専門家の積極的活用を行うべき。
- 農業従事者数の6割を担う女性の積極的登用が農業委員会の活性化上、重要。

### 委員の選出方法

- 公選委員と選任委員では意識に差があり、農業者による組織としての意識を持ち続けるためにも公選制が必要。

**法律制定当時と農業委員会を巡る情勢は大きく変化しており、公選制を維持する必要性は低下している。**

- 選挙実施率が1割未満であることが公選制と言えるのかどうか、また、選任委員数の減少などは根本的な問題。
- 選出方法は意欲のある者が選ばれるような方法の検討が必要。

### 資質向上

**農業委員の資質向上が必要。**

## 4. 財政基盤のあり方

- 国の食料政策に直接結びつく農業政策は、地方分権の動きの中での一般財源化による市町村の自主的な対応とは異なる面があり、交付金は、特に財政が豊かでない市町村の大切な財源。